

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和8年10月30日

建設業の営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号	株式会社芝中工務店
主たる営業所の所在地	埼玉県志木市柏町5丁目7番地12
代表者の氏名	芝中 博
許可番号	埼玉県知事許可（般－8）第30591号

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- ・ 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業の全て
- ・ 期 間

令和8年11月6日から同年11月12日までの7日間

3 処分年月日

令和8年10月23日

4 処分の原因となった事実

株式会社芝中工務店は、一般建設業者が元請として下請契約を締結できる総額の上限を上回る下請契約を締結した。

これは、建設業法第16条第2号の規定に違反する。

(参考：関連法令抜粋)

建設業法

(下請契約の締結の制限)

第 16 条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

一 (略)

二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる下請契約

(指示及び営業の停止)

第 28 条 (略) 知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(中略)に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

2 (略)

3 (略) 知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき(中略)は、その者に対し、(中略)その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 (略)